

## 関係条文

### ○国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）（抄）

#### （制裁規程）

第二十二條 機構は、業務開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の制裁規程においては、機構の役員及び職員が、この法律若しくは感染症法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役員及び職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員及び職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

#### （業務方法書）

第二十六條 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、感染症法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。
- 3 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

#### 附 則

#### （設立委員等）

第三條 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 3 前項の規定によりした厚生労働大臣の認可は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日において、第二十二條第一項、第二十六條第一項その他厚生労働省令で定める規定によりした厚生労働大臣の認可とみなす。
- 4 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

- 国立健康危機管理研究機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（令和7年厚生労働省令第3号）

（業務方法書の記載事項）

第六条 法第二十六条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第二十三条第一項第一号に規定する感染症その他の疾患に係る予防及び医療に関する研究開発に関する事項
- 二 法第二十三条第一項第二号に規定する医療の提供に関する事項
- 三 法第二十三条第一項第三号に規定する予防及び医療に係る国際協力に関する研究開発に関する事項
- 四 法第二十三条第一項第四号に規定する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 五 法第二十三条第一項第五号に規定する病原及び病因の検索並びに情報の収集、整理、分析及び提供に関する事項
- 六 法第二十三条第一項第六号に規定する収集、検査及び保管並びに開発及び普及に関する事項
- 七 法第二十三条第一項第七号に規定する研修、技術的支援その他の必要な支援に関する事項
- 八 法第二十三条第一項第八号に規定する生物学的検査、試験及び製造に関する事項
- 九 法第二十三条第一項第九号に規定する製造に関する事項
- 十 法第二十三条第一項第十号に規定する試験及び検査に関する事項
- 十一 法第二十三条第一項第十一号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項
- 十二 法第二十三条第一項第十二号に規定する施設の設置及び運営に関する事項
- 十三 法第二十三条第一項第十三号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項
- 十四 法第二十三条第一項第十四号に規定する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の事務に関する事項
- 十五 機構の建物の一部、設備、機器及び器具を、機構に勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることに関する事項
- 十六 業務の委託に関する基準
- 十七 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 十八 その他機構の業務の執行に関して必要な事項